

# 茨城の教育

## 人事院勧告

### 私たちの給料はどうか？

8月7日に、国家公務員の給与に対する人事院勧告が出されました。人事院勧告は、私たち教職員も含めた地方公務員の給与にも大きな影響を及ぼすものです。

今年の人事院勧告のポイントは以下の通りです。

- ～月例給（月給）、ボーナスを引き上げ～
- ①民間給与との格差（387円、0.09%）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げる
  - ②ボーナスを4.45月から0.05月引き上げて、4.50月に引き上げる。
  - ③住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、その原資を用いて手当額の上限を引き上げる。

ボーナスの引き上げは、評価できるものの、月例給の引き上げは、引き上げといえない低額

の勧告です。また、住居手当は引き下げ額と引き上げ額を丁寧に見ていくと金額が一致していません。実質は切り下げになっています。

私たち茨城県の教職員も含めた茨城県職員の給与に対する人事委員会勧告は10月の初旬に出されます。組合では、県職員組合や小中学校の組合である茨教組、市町村役場の職員組合である自治労と一緒に作っている地公労で、現在茨城県人事委員会に要求書を提出して、交渉などに取り組んでいます。

地公労は、住居手当の改善を要求し、住居手当の現状を正確に把握した上で、住居手当額の引き上げを要求しています。

10月初旬の人事委員会勧告を受けて、地公労は県との賃金交渉を11月に行う予定です。

地公労の交渉について、引き続き皆さんに情報を提供します。

茨城県高等学校教職員組合  
310-085 水戸市平須町1-93

Tel 029-305-3075  
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

## 臨時教職員部の県交渉結果

8月29日に、臨時教職員部が「臨時教職員の任用、勤務条件整備に関する要求書」に基づいて県との交渉を行いました。常勤講師の「空白の4日間」や介護休暇の新設については、会計年度任用職員制度にあわせて改善したいという回答がありました。

### 非常勤講師の作問や採点業務に報酬を支払う

臨時教職員部の「非常勤講師に定期試験の作問や採点業務を行わせる場合には、従事時間分の報酬を支給すること」という要求に対して、県教委の回答は「校長が必要と認めれば支給している」というものでした。

高校では、非常勤講師に採点をやらせてもらっている現状を考えれば、採点業務を非常勤講師に無給でやらせてもらうことは即刻改善すべきです。

改善の方法としては、非常勤講師の先生にも定期試験中に勤務してもらって、監督を依頼し、空き時間に採点をしてもらうな

どの方法がありますが、この方法はいくつかの高校で実際にやっています。

また、常勤講師に作問も依頼せざるをえない場合は、作問の時間に勤務してもらって、報酬を支払うべきです。その方法は、校長など管理職が中心になって学校全体で検討すればよいだけです。個人の善意にだけ頼って、報酬を出さないなどは学校として改善すべきです。

### 採用年齢引き上げで、応募状況はどう変わったか？

今年から、採用試験の年齢制限がなくなって、59歳まで受験できるようになりました。

県教委の回答では、高校は45歳以上の受験者が53人、特別支援学校では16人だったということでした。

教員採用試験の受験者を増やしたいというのが県教委の目的ですから、45歳以上の講師経験者が、受験しやすい職場環境を県教委と各学校の管理職、学校現場が作っていく必要があります。臨時教職員部では、「講師等経験者特別選考については一次試験を免除すること」等の要求を提出しました。



## 「早く帰りましょう」と言う前にやることはありませんか？

「働き方改革」「残業時間の上限規制」というような言葉が学校現場でも使われることが多くなっています。そうした流れを受けて、高校や特別支援学校でも管理職が、「早く帰りましょう」「働き過ぎは改善しましょう」と言ったり、実際に定時退勤日を作ったり、20時以降は学校に残らないというようなルールを作った学校もあります。

ところが、「早く帰りましょう」と言われた教職員は、目の前の終わらない仕事を前に「帰れないでしょう」と心の中でつぶやいたり、家に仕事を持ち帰るということになってしまっています。

### 人を増やすか、仕事を減らすことでしか解決しない

管理職は、「早く帰りましょう」という前に、終わらない仕事を解消するために、人を増やすか仕事を減らすための対策を具体化すべきです。

県教委は、「改善が可能と思われる仕事」に係わる教職員アンケートを始めましたが、各学校でも、仕事の見直しや削減に向けて検討会などを始めるべきです。

## 茨城県の最低賃金今年10月1日から849円に!!

茨城県の最低賃金を審議する茨城地方最低賃金審議会（会長 田中 泉 氏）が、7月から8月にかけて開催されました。

7月4日に第1回本審が開催され、労働組合や県民に意見書の提出を求めることが決定しました。

茨城労連からは、県医労連（医療労働者の労働組合）、いばらきコープ労組（生協の労働組合）、県自治労連（市町村役場の労働組合）、JMITU（民間労働者の労働組合）そして、茨城県高等学校教職員組合からも意見書を7月25日に提出しました。

最低賃金引き上げの意見書は茨城県労働戦略部と日本共産党県委員会・県議団からも提出されました。

そして、8月1日から意見書を受けて実質的な審議が始まったのですが、7月31日には中央審議会から、各県の目安額が提示されて、茨城県は昨年よりも27円引き上げて849円にするという目安額が発表されました。

目安は全国がAランク、Bランク、Cランク、Dランクの4つに分類されていますが、今年はAランクが28円、Bランクが27円、C、D

ランクが26円の引き上げでした。茨城県は、Bランクなので27円引き上げでした。

8月5日の第3回本審では、3回の専門部の検討の結果、茨城県の最低賃金を849円にするという答申が出され、異議申立書を受け付けることを決定しました。

8月20日までに茨城労連、茨城医労連、茨城コープ労組、茨城自治労連から異議申立書が提出され、8月21日に茨城労連が意見陳述をしました。しかし、異議申し立ては却下されて、茨城県の最低賃金を10月1日から849円にすることが決定しました。

### 日本の最低賃金は、賃金水準が低いことと全国一律制でないことが大問題

非正規労働者が、全国で2000万人を超え、最賃ギリギリで働いている労働者が増大する中で、最低賃金の問題が大きな社会問題になっています。

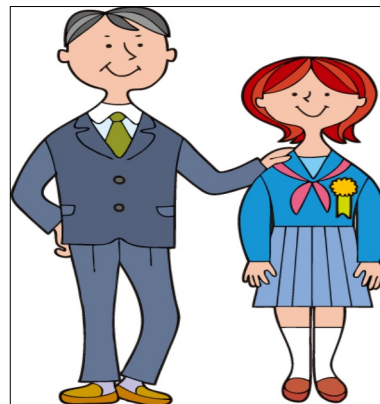
そうした中で、日本の最低賃金のレベルが非常に低いことが問題になっています。最賃ギリギリで、昇給もしないという労働者は、憲法25条で規定された

「健康で文化的な最低限度の生活」をすることができません。労働者の貧困問題は、個人の問題だけでなく、消費意欲の抑制になって地域経済悪化や少子化の原因にもなっています。

非正規労働者が女性が多いという調査結果がありますが、低い最低賃金は女性差別でもあります。

ヨーロッパでは最低賃金が1000円～1500円、アメリカでは最低賃金が15ドル（1500～1600円）である事実を踏まえた最低賃金引き上げの運動が求められています。

また、日本の最低賃金制度は全国一律制ではなく、都道府県によって金額が異なります。コンビニは全国どこでも同じ仕事内容ですが、務めている県によって時給が異なります。10月以降、東京や神奈川では1000円を超えるのに、茨城県では850円で働かざるをえません。



実際、取手や守谷の高校生や大学生は、茨城県でアルバイトをしないで、千葉や東京でアルバイトをすることになってしまいます。アルバイト経験が、将来の就職先選択にも大きな影響を及ぼすことを考えれば、労働力流出は大きな社会問題です。

### 東京と地方に物価の違いはあるのか

最低賃金を全国一律制にすべきだという意見に対して、東京などの都市部と茨城などの地方では物価が違うのだから、都道府県によって差があっても仕方ないのではないかという意見があります。

茨城労連も加盟している全国労働組合総連合に加盟している労働組合で、ここ数年「最低生計費試算調査」が取り組まれています。すでに17県で実施されましたが、その調査ではどの都道府県でも月収23～25万円、時給1500円の収入がないと最低限度の生活ができないことが明らかにされています。

確かに東京などの都市部は、住宅費は高いのですが、地方では公共交通機関が充実していないため自家用車がないと生活ができなくて、ガソリン代や車の維持費に高額な支出をせざるをえません。食料費はほとんど同じと考えれば、都市部と地方で

かかるお金はほぼ同じで、最低賃金が都道府県によって異なる根拠はほとんどないことがはっきりします。

### 学校では、労働局制作の最低賃金ポスターを貼りだし、高校生に最低賃金について正確に教えよう

10月1日前後に、茨城労働局から各学校には茨城県の最低賃金が849円になったというポスターが送付されて、学校で張り出すよう要請されます。各学校では、生徒が一番目にしやすい場所や小さなポスターは各教室に張り出す必要があります。

また、各学校では、最低賃金が都道府県によって金額が異なることや高校生のアルバイトも含めて全ての労働者に対して、最低賃金以下の金額で働かせることは法律違反であることを丁寧に教える必要があります。

アルバイトの申請をしてきた生徒には、アルバイト代が10月1日以降849円以下でないかを確認し、849円以下であれば、法律違反であることを教えるべきです。

また、最低賃金以下で働いた場合は、差額分を請求できることも教えてあげるべきです。そのためにも、全ての教職員が茨城県の最低賃金が849円になったことを正確に認識すべきです。